

法人名 : 明治製菓(株)
部 署 : 経営戦略部
役 職 : 部長
名 前 : 古田 純

コメント:

リース会計に関する本公開草案(会計基準及び適用指針)の適用時期は、基準案第23項において、「平成20年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。」との記載があります。当社の場合、3月決算会社であるため、あと1年足らずで新しい会計基準への対応を完了しなければなりません。以下の理由から少なくとも1年適用開始時期をずらし、「平成21年4月以降開始する連結会計年度及び事業年度から」とすることを強く要望いたします。

1. 本公開草案の内容をつぶさに検討すると、記述があいまいなため実務に対応できない事項が各所に見られ、より明確かつ詳細な解説・手引き等が必要となること。また、現行の賃貸借処理が認められなくなるので業務フローについても大幅な見直しが必要であり、相当の準備期間が必要と見込まれること。
2. 会計基準及び適用指針を実務に適用するにあたっては、システム等の対応が不可欠となります。しかしながら、税務上のリースの取扱いも見直されることになっていることから、その基準が明確となっていない現段階ではシステム面での税務見直しへの対応に着手することはできません。また、会計面のシステムだけ先行して変更した場合、税務上の取扱い見直しによりシステム変更が無効になる可能性もあり、税制改正の動向を十分に見極める必要があること。
3. 平成20年4月からは「財務報告に係る内部統制」制度、四半期報告制度、その他いくつかの重要な基準改訂への対応が必要であり、リース会計基準の適用にあたっては十分な準備期間が必要であること。

以 上